

施策(網掛け)及び 取組・事業	R5 担当部署	事業の内容	計画における目標値										事業実施状況										R5評価・検証結果			備考 (計画書 掲載頁)		
			R2		R3		R4		R5		R6		R5		R2		R3		R4		R5		R6		課題、評価事項(成果)		方向性、見直し提案等	子ども・子育て会議意見
			見込	確保	見込	確保	見込	確保	見込	確保	見込	確保	実施状況	確保	実績	確保	実績	確保	実績	確保	実績	確保	実績					
2-1 幼児期の教育・保育 (単位:人) 実施状況																												
1号認定 (3~5歳 学校教育のみ)	子ども課 (保幼)	保育園、幼稚園、認定こども園等において、就学前の幼児の保育、教育を実施する事業です。	62	240	61	240	60	165	59	165	57	165	子ども・子育て新制度により幼稚園教育の希望や保育の必要量・理由を調査する中で、利用調整を実施しました。2号3号認定を受けている方には現況調査を実施しました。	240	58	240	51	165	43	165	50	希望するこども園・幼稚園へ入園を確保することができました。	今後も引き続き、魚沼市公立保育園再編計画で示した方向性を踏まえながら、必要量の見直しを行っていきます。	【R3意見】 保育園の待機児童ゼロ、学童保育についても待機数ゼロ、これは非常に喜ばしいこと。子ども達の数が少なくなっているからだとは思えないで、児童数全体は減ってきているけれども、市の施策が手厚いために待機児童がいないゼロになっている、というふうに思うので、誇っていることである。	(P67)			
2号認定 (3~5歳 保育の必要性あり)			618	843	589	843	560	798	531	798	508	798		843	641	843	624	798	595	798	568	希望する保育園・こども園へ入園を確保することができました。			(P67)			
3号認定 (0~2歳 保育の必要性あり)			390	422	370	422	361	422	353	422	346	422		422	400	422	384	422	413	422	393	産休育休明けの年度途中入所の場合も、新年度入園で申込可能とすることで、入所確保ができました。ただし0歳児は入所保留で育休延伸での対応となる場合もありました。			(P67)			
3-1 利用者支援事業 実施状況																												
利用者支援事業	子ども課 (母子、保幼)	子どもや保護者が保育園、子ども園、幼稚園での教育・保育や放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R2.5月から子ども課内に子育て世代包括支援センターを、R4.4月から子育て支援センター内に子ども家庭総合支援拠点を開設しました。子ども課、子育て支援センター、保育園・幼稚園など、身近な場所で子育て世代の様々な悩み相談、支援に対応しています。また、R6.4のこども家庭センターの設立に向け準備を行いました。	-	-	-	-	-	-	-	-	子育て世代包括支援センターの相談件数は984件でした。公立園の園開放事業や一時預かり事業における保育園未就園児についての相談件数は45件でした。	妊娠届出時からこども家庭センターを相談窓口として周知し、妊娠・出産・子育て期に切れ目なく支援できるようにします。市の関係職員による子育て支援についての連携体制をかため、適切な相談支援の実施を目指します。	(P69)				
3-2 地域子育て支援拠点事業 (単位:利用延人数) 実施状況																												
地域子育て支援拠点事業	子ども課 (支援C)	子育て支援センター等で、子育て中の親子の交流や育児相談、親子教室、子育て関連の情報提供等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図るとともに、地域の子育てサークルの活動を支援します。	16,000	16,000	15,000	15,000	14,000	14,000	13,000	13,000	12,000	12,000	魚沼市子育て支援センターでは新型コロナウイルス感染症対応で30分繰上げていた開放時間を通常に戻し、月曜日から金曜日の9時から16時、土曜日は9時から11時30分で実施しました。堀之内なかよし保育園での広場開放を月曜日から金曜日の9時から15時、すもんこども園で8時30分から11時30分で実施しました。各保育園等で年1回から10回程度の園開放事業を実施しました。	16,000	12,245	15,000	11,096	14,000	10,310	13,000	8,767	児童数の減と未満児保育の増などにより、利用者数は減少しましたが、気軽に親しみやすい施設運営に努めており、相談等をされた方には、母子保健係等と連携した助言を行うなどして、子育て世代への支援を行っています。	今後も来場者数は減少していくことが予想されますが、子育て支援センターでの乳幼児健診等を実施しており、このような場を活用しての相談体制を充実していくことが必要です。また、健診等も含めたセンター事業の更なるPRを行い、利用者の増加を図っていくことが必要です。	(P69)				
3-3 妊婦健診事業 (単位:人) 実施状況																												
妊婦健診事業	子ども課 (母子)	妊娠・出産期から子育て期までの途切れない支援に配慮することが重要であり、母子保健施策の推進の一環として、妊婦の健康診査にかかる費用を助成しています。	210	210	210	210	210	210	210	210	210	妊婦の経過を確認するとともに、安心して出産に臨めるよう妊婦一般健康診査受診票(14回分)の交付及び市独自事業として15回目以降の妊婦健診の助成を行い、受診状況を把握しています。	210	189	210	157	210	137	210	135	妊娠全期を通じて健診費用の負担軽減及び母体や胎児の健康管理につながりました。産後についても、出産予定日を過ぎても届出がない人がいないか随時確認し、全産婦、新生児の状況が確認できるように支援しています。	今後も医療機関と連携しながら、妊娠、出産及び子育てへの不安を軽減する支援体制を充実する必要があります。	【R4意見】 出産後、健診を受けていない人がいたら、声掛け等の対応をお願いしたい。	(P70)				

施策(網掛け)及び 取組・事業	R5 担当部署	事業の内容	計画における目標値										事業実施状況										R5評価・検証結果			備考 (計画書 掲載頁)		
			R2		R3		R4		R5		R6		R5		R2		R3		R4		R5		R6		課題、評価事項(成果)		方向性、見直し提案等	子ども・子育て会議意見
			見込	確保	見込	確保	見込	確保	見込	確保	見込	確保	見込	確保	見込	確保	見込	確保	見込	確保	見込	確保	見込	確保				
3-4 乳児家庭全戸訪問事業			(単位:人)										実施状況															
乳児家庭全戸訪問事業	子ども課 (母子)	訪問スタッフ、保健師等が、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供等を行い、親子の心身の状況や養育環境を把握しています。支援が必要な家庭に対しては関係機関と連携し、母子の孤立を防ぎ、適切な支援につなげています。	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	保健師や育児経験者であるスタッフが生後2～3か月頃の乳児の家庭を訪問し、養育環境や子育て状況を聞き、行政サービスの紹介と子育て支援に取り組みました。	210	202	210	165	210	142	210	139	対象家庭全てを訪問し、子育ての様子を確認することができました。継続支援が必要な保護者に対しては、保健師、助産師が訪問し不安軽減と孤立防止に努めました。	里帰りの長期化や親子で住所が別など多様化する対象者のニーズを考えながら子育て支援できるよう、スタッフ研修の充実を図るとともに、関係機関との連携を更に強化する必要があります。			(P71)		
3-5 養育支援訪問事業			(単位:人)										実施状況															
養育支援訪問事業	子ども課 (母子)	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要な家庭に対して保健師、助産師、保育士等が関係機関と連携し、妊娠前から継続して必要な支援を行います。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特に支援が必要な家庭は、妊娠中から関係機関と連携して対応し、出産後は保健師と要対協と一緒に家庭訪問を実施し、連携して継続的な支援に取り組んでいます。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	妊娠届出時に保健師が面談を行うことにより、ハイリスクケースを早めに把握でき、乳児家庭訪問の実施とともに早期に介入できました。	今後も適切な支援ができるよう要対協等、関係機関と連携していきます。			(P72)
3-6 子育て短期支援事業			(単位:人)										実施状況															
子育て短期支援事業	-	短期入所生活援助(ショートステイ)事業は、保護者の疾病や仕事等の事由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で一時的に保護するものです。 また、夜間養護等(トワイライトステイ)事業は、保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合に、児童を児童養護施設等で保護するものです。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	現在実施していません。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	受け入れ施設(児童養護施設)を新たに開設することは頻度を想定した場合に困難と考えます。	要保護児童の状況を勘案しながら、ファミリーサポートセンター事業等代替可能な資源も検討する必要があります。 (参考:現在、県内で実施しているところは新潟市、阿賀野市、見附市のみ)			(P73)
3-7 ファミリー・サポート・センター事業			(単位:人)										実施状況															
依頼会員	子ども課 (支援C)	児童の預かり等の子育ての援助を受けることを希望する者(依頼会員)と援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施しています。	3	3	4	4	5	5	6	6	7	7	依頼会員(小学生対象)の登録者数は昨年より3人減りました。	3	5	4	10	5	9	6	6	乳幼時期から就学期に移行しても引き続き継続する会員もいることから、子育てで便利手帳を活用して周知している状況です。	より利用しやすいように周知方法等を工夫することで提供会員を確保し、提供会員と依頼会員の最適なマッチングができるよう事業の充実を目指します。	【R3意見】 子どもの医療費が、R3.1.1から18歳未満は無料になった。また、ファミリー・サポート事業の個人負担が700円から200円になったことも、利用者や市民の立場からすれば大変嬉しいこと。子育てに温かい市というのは感じるもので、こういう施策は、今後も続けていってほしい。 【R4意見】 依頼を受ける側もする側も、気持ちよくマッチングしながら、子ども達を見れる環境が作れるとよい。	(P73)			
提供会員			13	13	13	13	14	14	14	14	15	15	提供会員の登録者数は昨年より増えています。	13	15	13	16	14	19	15	21	提供会員数は若干増加したものの、依頼会員数とのバランスを考えると、今後利用ニーズに応えられなくなる懸念があります。	依頼会員から提供会員への移行等への取組を更に進めるなど、人材確保に努めます。					

施策(網掛け)及び 取組・事業	R5 担当部署	事業の内容	計画における目標値										事業実施状況										R5評価・検証結果			備考 (計画書 掲載頁)									
			R2		R3		R4		R5		R6		R5					R2		R3		R4		R5			R6		課題、評価事項(成果)	方向性、見直し提案等	子ども・子育て会議意見				
			見込	確保	見込	確保	見込	確保	見込	確保	見込	確保	見込	確保	見込	確保	見込	確保	見込	確保	見込	確保	見込	確保	見込		確保	見込				確保			
3-8 一時預かり事業			(単位:実人数・幼稚園のみ延人数)										実施状況																						
保育園・こども園	子ども課 (保幼)	保護者の社会参加や病 気、冠婚葬祭、育児等に 伴う心理的・肉体的負担 の解消等のため、一時的 に子どもを保育園等で預 かる事業です。 ※ここでは、保育園での 一時保育、幼稚園での在 園児対象の預かり保育、 ファミリー・サポート・セン ター(就学前児童対象 分)、地域子育て拠点施 設等での一時預かりが対 象となっています。	750	750	717	717	690	690	666	666	645	645	緊急時等の子育て支援のため市内の 全保育園・幼稚園で実施しています。										750	416	717	232	690	283	666	401	保育園については、目 標値は上回りましたが、令 和4年度より約2 倍に利用者が増えまし た。 幼稚園については、目 標値を上回りましたが、利 用者は昨年よりも減少し ました。	今後も緊急時に利用し やすい総合的な体制づく りに努めます。		(P74)	
幼稚園(在園児対応)			2,000	2,000	1,912	1,912	1,840	1,840	1,776	1,776	1,720	1,720	2,000	5,271	1,912	4,464	1,840	3,849	1,776	3,417															
ファミリー・サポート・セン ター事業の利用	子ども課 (支援C)		12	12	12	12	13	13	13	13	13	13	母子保健係との連携により、乳児の依 頼が増え、令和3年度から利用者負担が 減額になったこともあり、利用件数は増加 しています。										12	21	12	51	13	119	13	144	母子健康手帳交付時や 子育て便利帳に掲載し周 知しており、利用者が徐々 に増えている状況です が、提供会員の不足が懸 念されます。	より利用しやすいように 周知方法を工夫すると ともに、提供会員の確保 に取り組みながら、事業の 充実を目指します。			
3-9 延長保育事業			(単位:実人数)										実施状況																						
延長保育事業	子ども課 (保幼)	保護者の就労形態の多 様化、長時間の通勤等に 伴う延長保育需要に対応 するため、通常保育時間 を超えて保育が必要な場 合に保育を行う事業で す。	625	625	598	598	575	575	555	555	538	538	市内全保育園で実施しています。 公立では全園19時まで、小出保育園で は22時まで、清心保育園では19時30分 (土曜は19時)までそれぞれ開園してい ます。										625	857	598	709	575	383	555	635	令和4年度までは新型コ ロナ感染症の影響により 利用者が減少していまし たが、令和5年度は目標 を上回り、前年度の約2倍 に利用者を増やすことが できました。	保護者の就労形態を勘 案しながら事業を継続実 施します。		(P76)	
3-10 病児病後児保育事業			(単位:定員数)										実施状況																						
病児・病後児保育事業	子ども課 (支援C)	病児・病後児保育事業 は、病気にかかっている 子どもや回復しつつある 子どもを病院等の医療機 関や保育施設などで看護 師等が一時的に預かるも のです。	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	小出病院内で病児・病後児保育室を 実施しています。 令和2年度は新型コロナウイルス感染 症の影響で利用者は減少しました。令和 3年度以降は新型コロナウイルス感染 症に配慮しながら実施しています。										6	102	6	206	6	185	6	212	利用者数は増加傾向に あり、病児・病後児保育室 の役割を果たしています。	このまま継続します。		(P76)	
												84	121	125	125																				
3-11 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)			(単位:入所児童数)										実施状況																						
放課後児童健全育成事 業 (放課後児童クラブ)	子ども課 (保幼)	主に保護者が就労等に より昼間家庭にいない小 学生に、適切な遊びや生 活の場を与えて、児童の 健全育成を図る事業で す。	338	380	329	380	389	400	382	400	370	400	市内の各小学校区で児童クラブを 実施し、監護する者がいない児童を受け 入れました。										380	364	380	397	400	411	400	400	利用希望のあった対象 児童を全て受け入れるこ とができました。 特別な支援を必要とする 児童に対応するため、会 計年度任用職員の増員や 夏休み期間中の学校介 助員による加配を行いま した。	待機児童が生じないよ う事業を継続実施しま す。	【R3意見】 2-1に記載のとおり 【R4意見】 日々雇用職員にも研修 の機会を充実してもら いたい。	(P78)	
3-12 実費徴収に係る補足給付を行う事業			(単位:入所児童数)										実施状況																						
実費徴収に係る補足給付 事業	子ども課 (保幼)	特定教育・保育施設や特 定子ども・子育て支援施 設である私立幼稚園にお いて実費徴収を行うこと ができることとされている 副食費の費用及び日用品 、文房具等の購入に要す る費用等について、低所 得世帯を対象に一部を補 助する事業です。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	私立幼稚園の新制度移行により事業実 施がありませんでした。										-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	引き続き保護者の経済 的負担軽減を継続しま す。	【R4意見】 食材の高騰に伴う給食 費の増は、交付金等を利用 し、保護者から負担を 求めるようなことはしな いでほしい。	(P80)

施策(網掛け)及び取組・事業	R5 担当部署	事業の内容	事業実施状況	R5評価・検証結果			備考 (計画書 掲載頁)
				課題、評価事項(成果)	方向性、見直し提案等	子ども・子育て会議意見	
4-1 幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進							
幼児期の学校教育・保育の 一体的提供の推進	子ども課 (保幼)	現制度では、幼児教育と保育を一体的に提供する(幼稚園と保育所の機能を併せもつ)認定こども園の普及のため、設置に関する手続きの簡素化や、財政支援の充実・強化を図り、教育・保育の総合的な提供を図るとされています。 本市では、幼保連携型認定こども園として「すもんこども園」があります。また、幼稚園は市内に2施設(公・私立各1園。ただし公立1園は休園中)あり、市内全域を対象とした募集に対して、現在、入園者数は定員を下回っている状況です。 ニーズ調査結果では、認定こども園、幼稚園の利用希望もあり、保護者の幼児教育への関心がうかがえます。まずは、既存の施設の有効利用を図ることを第一とし、今後も体制を確保していきます。	R5 幼保連携型認定こども園である「すもんこども園」で学校教育・保育の一体的提供を行っています。	認定こども園「すもんこども園」で、地域の未満児保育ニーズや幼児教育ニーズに対応しています。	地域の状況や保護者ニーズの把握に努め、安心安全な施設環境と幼児教育及び保育サービスを安定的に提供できる体制を確保していきます。	【R5意見】 認定こども園化をする理由は、1号ニーズを増やすことが目的ではなく、その地域がどのような状況であろうと、それを迎え入れられる園を作り出すことが目的であるため、「方向性、見直し提案等」には、そのことを書くべきではないか。	(P81)
4-2 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供及び地域の子育て支援の役割及びその推進方針							
質の高い幼児期の学校教育・保育の提供及び地域の子育て支援の役割及びその推進方針	子ども課 (保幼)	現在、子どもやその家族を取り巻く環境は、急速な少子化に加え核家族化の進行、共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、子育ての孤立感、負担感の増加、児童虐待の深刻化、兄弟数の減少など様々な課題を抱えています。 子どもの健やかな育ちを等しく保障し、本計画の基本的な視点である「子ども、家庭、地域の力」を育て、子どもたちの生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、幼児期における教育・保育の「環境」及び「質」の向上を図る必要があります。幼稚園教諭、保育士等の人材確保、職員の資質向上のための研修の実施、職員の処遇改善を図ります。 また、既存施設の有効利用など適正な施設規模の確保、地域型保育事業導入の推進を図るとともに、財政健全化の観点から公立保育園の民営化を含めた施設整備について引き続き検討を進めます。 地域の子育て支援では、「放課後児童クラブ」、「一時預かり」などの事業の充実を図るほか、保護者や地域の子育ての力が高まるよう、地域性や園の特色を生かした活動、地域交流を通じて子育ての視点に立った親支援、地域での子育て支援の推進を図ります。	R5 ■教育・保育の質の向上及び職員の資質向上のための研修 新潟県保育士会等が実施する研修会に参加し、各保育園等の園内研修や子育て支援センターの研修に保育士が参加し、職員の資質向上、保育・教育の質の向上に取り組みました。 ■公立保育園民営化及び再編の取組 魚沼市公立保育園等再編計画を進めるにあたり、魚沼市立保育園等の民間移譲に関するサウンディング型市場調査を実施しました。また、閉園する施設と目標年度を具体的に示した「個別再編方針」を策定しました。 ■放課後児童クラブの充実 特別な支援を必要とする児童に対応するため、会計年度任用職員の増員や夏休み期間中の学校介助員による加配を行いました。 ■一時預かりの充実 全ての保育園で一時預かりを実施しています。平成27年から1時間単位で利用できる料金設定を行い、利便性の向上を図っています。 ■親支援、子育て支援の推進 子育て支援センターにおいて、親支援のための各種事業実施しているほか、保育園幼稚園等を含め、随時子育て相談に応じています。	研修で得た知識や技能等を保育の現場で生かすよう努めました。	■教育・保育の質の向上及び職員の資質向上のための研修 今後も教育・保育の環境や質の向上を目指します。また、保育士等の資質向上を目指し、研修に派遣します。 ■公立保育園再編の取組 サウンディング型市場調査結果を踏まえ、公立保育園等における民間移譲実現の可能性は低いと判断し、当面、公立園のまま維持する方針としました。また、「個別再編方針」により、将来的に持続可能な保育環境を整え、施設の維持・運営に努めていきます。 ■放課後児童クラブの充実 引き続き児童の生活環境の改善、向上を目指します。 ■一時預かりの充実 引き続き、保育園等で一時預かりを行います。 ■親支援、子育て支援の推進 引き続き、子育て支援センターや保育園等で親支援、子育て相談等に対応します。	(P81)	
4-3 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続(幼保小連携)の取組の推進							
幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続(幼保小連携)の取組の推進	学校教育課 子ども課 (保幼) 生涯学習課	適正な就学支援に向けて検討などを行う「幼保小連絡会議」に放課後児童クラブを加え、小1問題だけでなく各年齢で生じる様々な問題等に対し一貫した指導が行えるよう、地域型保育事業所(家庭的保育等)も含めた情報交換などによって課題を共有するほか、継続して職員及び関係者の共通理解を図ります。 職員の相互理解を深めるため、保育参観、授業参観への積極的な参加や一貫した教育のための合同研修などによる交流の場を設けるなど連携に努めます。 また、幼児期の学校教育・保育と小学校における教育の円滑な接続のために、行事への相互参加など異年齢交流を推進します。	R5 ・保育園・幼稚園・小学校において、地域によっては年に複数回の連絡会議を実施しています。また、各種行事へ相互に参加することにより連携に取組んでいます。 ・保育園等訪問巡回相談やステップアップ教室に参加し、園や保護者の教育的ニーズに対応しています。 ・放課後児童クラブにおいては、定期的に連絡会議を開催し、児童の対応について共通理解を図っています。 ・特別支援教育研修会を開催し、園と学校職員が共に学び合う機会を提供しています。 ・就学時健康診断に併せて保護者向けに子育てセミナーを開催しました。就学に向けた心構えや家庭教育の指針について講話を行いました。 ・幼保小接続架け橋プログラム合同研修会やワーキンググループの活動を通じて「魚沼市架け橋期のカリキュラム」を作成しました。 ・スタートカリキュラム研修会を開催し、各小学校でカリキュラム実施に向けての取組が始まりました。	・連絡会議において、子どもの様子を把握することで幼児期から就学期への切れ目のない支援を行えるよう取組んでいます。卒園後の学校生活を見通し、集団参加やコミュニケーション等、適切な支援を検討することができました。 ・巡回相談やステップアップ教室の参加により、支援の必要な子どもの早期発見・早期対応につなげることができました。 ・放課後児童クラブは、学期ごとに連絡会議を開催し、児童の対応について共通理解を図りました。 ・小中学校だけでなく園や子育て支援センターの職員からも特別支援教育研修会に参加してもらい、支援のあり方について理解を深めることができました。 ・子育てセミナーについては、小学校7校、中学校4校で実施し、保護者の家庭教育への関心を高めることができました。 ・2回の幼保小合同研修会での対話を通じて園と学校間で相互理解を図ることができました。また、目指す子どもの姿について、熟議を重ねながら、カリキュラムを作成することができました。	・巡回相談やステップアップ教室での情報を有効活用し、園から小学校へ切れ目なく移行できるよう支援の内容を検討します。 ・連絡会議の実施方法のほか、個別の事情に応じて幼保小間が接続しやすくなるような連携体制の調整を行います。また、すべての放課後児童クラブが参加できるよう検討します。 ・園の職員・児童のほかに保護者も学校の様子やカリキュラムの内容がわかるような取組を検討します。 ・子育てセミナーについては、令和6年度においても、各小中学校の希望に基づいて実施します。 ・市の「架け橋期のカリキュラム」を通じた連携を図っていきます。小学校区単位に取組の重点を掲げ、子どもの姿を見取りながら、継続的に内容の改善を図っていきます。 ・「架け橋プログラム」のリーフレットを作成し、保護者・地域への理解と協力を図っていきます。	【R3意見】 ・保育園でどのような教育内容で、どの程度できるようになっているのか等、そういった子ども達の発達の状態が、小学校によく伝わるように連携をしてもらいたい。 ・保育園から小学校に提供した児童の情報について、1年生の時は確認をしていると思うが、進級した後も入園時の情報が活かされるようにしてもらいたい。 【R4意見】 ・幼保小連絡会を1学期の早い時期に開催してもらいたい。 ・連絡会形式でなくとも、それぞれの担任で連絡を取り合い、情報共有をした方がよい。	(P82)

施策(網掛け)及び取組・事業	R5 担当部署	事業の内容	事業実施状況	R5評価・検証結果			備考 (計画書 掲載頁)
				課題、評価事項(成果)	方向性、見直し提案等	子ども・子育て会議意見	
4-4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保							
子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	子ども課 (保幼)	幼児教育・保育の無償化により新たな給付(子育てのための施設等利用給付)の対象となった預かり保育事業を実施する幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)や認可外保育施設等(特定子ども・子育て支援施設)については、公正かつ適正な支給を実施し、保護者が希望する幅広い幼児教育・保育の機会を確保します。 また、特定子ども・子育て支援施設としての確認と公示を行うとともに、県と連携を図りながら指導監督と監査を実施する等、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施に向けて取り組んでいきます。	R5 子育てのための施設等利用給付対象の幼稚園預かり保育料等について給付を実施しています。	子育てのための施設等利用給付対象の幼稚園預かり保育料等について給付実施し、保護者の経済的負担の軽減を図ることができました。	今後も子育てのための施設等利用給付対象施設等の利用料について給付を行い保護者の負担軽減を実施します。		R3新規 (P82)
5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保							
子ども・子育てに関する広報・周知	子ども課	市報・お知らせ版、市ホームページ、魚沼市情報メール配信サービス、暮らしのガイド、子育て便利帳、FMうおぬまを利用した周知活動を行います。	R5 市報・お知らせ版、ホームページ、メルマガ配信を利用し、保育園や幼稚園、こども園の開放事業、子育て支援センター事業の周知活動を実施しました。(私立を含む9保育園、1幼稚園、1こども園、子育て支援センター)また、市の子ども・子育て事業に関する折込チラシを配布しました。	メルマガは利用者がカテゴリを選択し登録しているため、より関心のあるカテゴリは登録者が増加しています。	令和6年4月から魚沼市公式LINEの本格稼働に伴い、メール配信サービスは廃止します。健診等の機会を利用してLINEの周知と登録者数を増やしていきます。必要な人に必要な情報が届くよう、様々な媒体を通して事業周知等の情報提供を継続実施します。		
子ども・子育てに関する相談受付	子ども課 (保幼) (母子) (支援C) 市民課 (市民相談係)	市民相談センター、民生委員・児童委員、保育園・幼稚園、子育て支援センター、保健師を活用して、妊娠、出産、育児、生活にかかる不安を取り除き、解消します。	R5 保育園等では日々の保育や園開放事業で気軽に相談に応じる体制を作っています。 子育て支援センターでは日々の広場開放や電話で相談に応じるほか、毎週月曜の計測日に看護師による相談、その他栄養相談・健康相談を随時実施しました。 市民相談センターでは、担当部署へ取次ぎのほか、傾聴に心がけ相談対応を行いました。 乳幼児健診等を通じて、保護者の心配事や子育て環境等の把握に努め、不安軽減や孤立化予防を行っています。	子育て支援センターでは、広場や毎週月曜の計測日等に栄養相談、健康相談があった時は随時、栄養士や保健師につなげていきます。 市民相談センターでは、市民に対し、諸制度の仕組みや手続きの方法等の助言を行い、必要に応じて相談後のフォローも行いました。 個別の状況に応じて子育て支援サービスの紹介や関係機関への連絡調整を行い、孤立感解消を図ることが重要です。	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援のために、健康相談や栄養相談も含め関係機関と連携しながら相談体制の整備を図っていきます。 また、令和6年4月に「魚沼市こども家庭センター」を設立しました。従前の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が果たしてきた機能を一体的に運営することで、包括的な支援と切れ目のない相談支援に取り組み、各関係機関と連携協働してまいります。		(P83)
6-1 児童虐待防止対策の充実							
子どもからの相談体制確立	子ども課 (支援C)	子どもスマイルコールを設置して、子ども達から直接「いじめ・虐待等」の相談を受けます。	R5 継続して子どもスマイルコールを設置することと、24時間受付対応の児童相談所虐待対応ダイヤル「189」についても引き続き周知を図っています。	子どもから発信ができるような周知方法として24時間受付対応の児童相談所虐待対応ダイヤル「189」のポスター等を学校等に掲示してもらうよう依頼しています。	学校等を通して周知を図ります。 また、児相相談所虐待対応ダイヤル「189」の周知が進んでいることから、子どもスマイルコールについては継続しつつも今後の役割について見直す必要があると考えます。		
児童虐待の相談窓口周知用パンフレット配布	子ども課 (支援C)	「いじめ・虐待等」の相談のための連絡先等周知カードを広く配付します。	R5 市内小中学校の児童・生徒を対象とした虐待防止チラシを配布するとともに、11月の「オレンジリボン・児童虐待防止キャンペーン」にあわせて、「まずは連絡189」、「親子のための相談LINE」チラシの配布やポスター掲示を庁舎、公民館、保育園、学校などで実施しました。	児童相談所虐待対応ダイヤル「189」(いはやく)などの児童虐待の相談窓口の周知用パンフレットを保育園等に配布しました。	今後も保育園や学校等に児童虐待相談窓口の周知用パンフレット等を配布し、児童虐待の相談窓口について周知します。		(P84)
こんには赤ちゃん訪問 (乳児家庭全戸訪問事業)	子ども課 (母子)	生まれてから4 か月までの乳児の家庭に訪問して、育児不安等について様子を伺います。(H21年から全戸訪問実施)	R5 R5年度は、1件訪問できませんでしたが、その後子育ての様子を確認することができたため、全家庭の把握ができています。	子育て経験豊かな訪問従事者等が、市の実施する健診等の事業を説明したり相談先を伝えることで育児不安の軽減を図っています。	今後も継続していきます。		

施策(網掛け)及び取組・事業	R5 担当部署	事業の内容	事業実施状況		R5評価・検証結果			備考 (計画書 掲載頁)
					課題、評価事項(成果)	方向性、見直し提案等	子ども・子育て会議意見	
要保護児童対策地域協議会	子ども課 (支援C)	虐待相談、ケース検討、問題を抱える家庭への効果的な支援など、関係機関との連携による要保護児童ネットワークを活用して問題解決を図ります。	R5	協議会代表者会議1回、実務担当者会議4回、個別ケース支援会議を92回開催し、情報共有と効果的な支援や個別のケース検討を行いました。	精神疾患を持つ保護者や、不登校・ひきこもり等ケースが多様化しており対応が難しくなっています。	児童相談所をはじめとする関係機関と連携し、ヤングケアラーを含め支援が必要な児童とその家庭に対して、継続して取り組みを実施していきます。	【R3意見】 ヤングケアラーの問題について、今後、検討をお願いしたい。	(P84)
要保護児童関係機関との協働	子ども課 (支援C)	要保護児童対策地域協議会の個別ケース支援会議など、関係機関と協働して被虐待児家庭への支援を行います。	R5	児童相談所、市保健師、学校、保育園、幼稚園などともに要保護児童とその家庭への支援を行いました。必要に応じて関係機関と情報共有を図るほか、訪問に同行する等を行いました。	個別ケース支援会議等で関係機関と情報を共有し、それぞれの支援へとつなげていきます。	継続して関係機関と連携を図ります。		
養育支援訪問事業	子ども課 (母子)	養育支援が必要な家庭に対して、訪問による支援を行います。	R5	家庭において適切な養育を実施するため「支援利用プラン」を作成し、継続的な支援が必要な家庭に家事育児支援を行いました。	必要な人にタイムリーに支援が入れるように関係機関等との連携が必要になります。	R6.4月からは、養育支援訪問で専門的な相談支援を、子育て世帯訪問支援事業で家事育児支援を行い、適切な養育を行うための継続支援を実施します。		
6-2 ひとり親家庭の自立支援の推進								
児童扶養手当	子ども課 (児福)	18歳以下の児童(障害のある子どもは20歳未満)を養育しているひとり親家庭の父または母や、父母に代わって児童を養育している方に、手当を支給します。(所得制限有)	R5	離婚届やひとり親世帯の転入等の際に、窓口担当者との連携を図り、対象者の漏れがないように努めました。 新規申請・転入者数 21人(R6.3月末) 資格喪失・転出者数 26人(R6.3月末) 認定者数 256人(R6.3月末)【前年比:8人減】 受給者数 214人(R6.3月末)【前年比:1人減】	法定の事務です。 105,295千円の手当を支給し、ひとり親家庭等への経済的支援につなげました。	市報、ホームページ等を活用し、制度の周知及び案内を継続して行います。		(P84)
ひとり親医療費助成	子ども課 (児福)	ひとり親家庭等に対し医療費を助成します。(所得制限有)	R5	離婚届やひとり親世帯の転入等の際に、窓口担当者との連携を図り、対象者の漏れがないように努めました。 令和3年1月より児童の通院と訪問看護の自己負担を無償化しています。(魚沼市独自事業) 受給者大人247人、子ども346人、計593人(R6.3月末)【前年比:16人減】	新潟県単事業です。 ひとり親家庭の父、母、又は養育者及び児童の医療費に対し助成し、ひとり親家庭等の経済的負担軽減を図りました。	引き続き児童扶養手当との連携により、制度の周知に努め、対象漏れのないようにします。	【R3意見】 3-7に記載のとおり	
自立支援教育訓練給付金	子ども課 (児福)	ひとり親家庭の父または母が、就業に結びつくと考えられる教育訓練講座を受講した場合に受講費の一部を助成します。(所得制限有)	R5	児童扶養手当のパンフレット等により、制度の周知を行いました。 制度についての問い合わせは数件あったものの、今年度の申請は0人でした。	ひとり親世帯(児童扶養手当受給者)にパンフレット等を送付しましたが、申請者はいませんでした。	児童扶養手当現況届時や市報、ホームページ等を活用し、制度の周知及び案内を継続して行います。		
高等職業訓練促進給付金	子ども課 (児福)	ひとり親家庭の父または母が、資格取得のために養成期間で修業した際に修業期間の生活費を支給します。(所得制限有)	R5	児童扶養手当のパンフレット等により、制度の周知を行いました。 今年度の申請は1人でした。【前年比:1人増】	ひとり親世帯(児童扶養手当受給者)にパンフレット等を送付し、相談・申請につなげることができました。	児童扶養手当現況届時や市報、ホームページ等を活用し、制度の周知及び案内を継続して行います。		
ひとり親に対する放課後児童クラブ負担金の軽減	子ども課 (保幼)	ひとり親家庭の負担金を1/2に軽減します。	R5	放課後児童クラブを利用するひとり親家庭の負担金を1/2に減額しています。 令和5年度における対象世帯数は49世帯で、対象児童数は55人です。	ひとり親家庭の負担軽減を図ることが出来ました。	今後もひとり親世帯に対する負担額の軽減を継続し、ひとり親世帯の子育てを支援します。		
保育料の軽減	子ども課 (保幼)	ひとり親世帯で非課税世帯等の場合に、保育料を軽減します。	R5	ひとり親世帯で非課税の場合、保育料は無償。 市民税所得割額48,600円未満の世帯は保育料が1,000円の減額のうち半額、77,101円未満の世帯は、3号認定で9,000円に軽減しました。また、2子以降は保育料無償としました。	ひとり親家庭の負担軽減を図ることが出来ました。	今後もひとり親世帯に対する負担額の軽減を継続し、ひとり親世帯の子育てを支援します。		
6-3 障害児施策の充実								
つくしプレイ教室	子ども課 (支援C)	発達に課題のある就園前児童の療育教室	R5	未就園児とその保護者を対象に、水曜クラス46回、木曜クラス34回、延べ利用人数315人	親子での小集団参加を通して成長を促すとともに、必要に応じ療育相談へつながりました。	3歳未満児での入園が増えたため、入園後も通室可とし、園との情報共有や巡回訪問により継続した支援体制作りをします。	(P85)	

施策(網掛け)及び取組・事業	R5 担当部署	事業の内容	事業実施状況		R5評価・検証結果			備考 (計画書 掲載頁)
					課題、評価事項(成果)	方向性、見直し提案等	子ども・子育て会議意見	
ステップアップ教室	子ども課 (支援C)	発達に課題のある就学前児童の療育教室	R5	未就学児とその保護者を対象に延べ48回開催しました。3クラスに分け、対象児は延べ299人となりました。	保護者支援としてペアレントトレーニングを実施し、保護者の理解が深まりました。学校と情報共有を図りスムーズな就学につながりました。	今後もペアレントトレーニングや情報提供、個別相談などで保護者を支援し、発達に課題のある児への支援につなげます。	【R5意見】 ペアレントトレーニングは、障害がある、ないに関わらず子育てにはとても必要なことだと思うので、どんどん発信してもらいたい。	
ペアレントプログラム	子ども課 (支援C)	子育てに難しさを感じる保護者が子育てに自信を待てるようになることを目的としたペアレントプログラムを実施します。	R5	令和5年度は4人の応募があり、ペアレントプログラムを実施することができました。	子育てに難しさを感じている保護者に対しプログラムの開催は必要と思われますが、未満児からの入園の増加に伴い、プログラムの継続の難しさを感じています。	今後も、子育てに悩みを持つ保護者が孤立することがないように、ペアレントプログラムを継続することが必要と考えます。プログラム実施にあたり、より多くの人に周知してもらえよう情報発信をしていきます。また、継続するための人材、体制づくりが必要です。		
就学相談	学校教育課	障害の状態等に応じて適切な教育を行うための就学相談を行います。	R5	・学校教育課が委嘱した専門員による園への訪問及び観察、個別面談等を通じ、保護者の就学相談に対応しています。(総数95件、うち年長児対象56件) ・医師、大学教授等を招聘し、専門的な見地から審議を行う教育支援委員会を開催し、幼児1名の検討、審議を行いました。委員会の判断を参考に、保護者との合意形成に向けた就学相談を再度行いました。	・本人、保護者との合意形成を経て円満に就学先決定がなされました。 ・園での療育の情報を学校につなげるよう、就学支援シートの作成を各園に促し、情報伝達が円滑に行われるよう取り組みました。	・就学相談についての保護者向けの就学相談リーフレットの配付や、説明会を行います。 ・通級指導教室については13人に1人の割合で順次教室を設置できるように計画を県に示し要望していきます。 ・特別支援サポーター(旧介助員)・学習補助員向けの研修を7月末に引き続き実施します。新任者については年度当初に新任者ガイダンスを実施します。	【R4意見】 ・就学相談時において、支援学級の内容や仕組み等の情報を、保護者が理解できるように周知してもらいたい。 ・子どもの特性に合わせた指導ができるように、魚沼市に通級を増やしてもらいたい。 ・介助員の研修の機会を充実してもらいたい。	
支援ファイルの活用	福祉支援課	教育、医療、福祉、就労等の関係機関と連携による相談支援を継続的に実施するための「相談支援ファイル」を作成し、活用します。	R5	各関係機関において、必要な方へ「相談支援ファイル」を配布しました。 ○令和5年度中交付人数 17人 (内訳) 子育て支援センター経由 13人 うおぬま相談支援センター経由 3人 子育て世代包括支援センター経由 0人 障害者基幹相談支援センター経由 1人	支援が必要な方へ配布を行いました。チラシを作成し、周知を図りました。	自立支援協議会の療育支援部会において、引き続きチラシの作成のほか、相談支援ファイルの内容の見直しを実施します。		(P85)
保育園障害児受入れ	子ども課 (保幼)	職員の研修機会をつくり、障害・発達障害児の受入れを行います。	R5	新潟県保育士会等が実施する研修会への参加や、各保育園内で支援方法に関するケース会議等を行いました。	児童の特性を理解し、安心できる環境や居場所づくりに配慮した保育に取り組んでいます。 支援が必要な児童には、加配の保育職員を配置し対応しました。	保護者と児童の気持ちに寄り添いながら、児童の特性にあった支援ができるよう研修を継続します。 保育者・児童ともに「共生社会」と「心のバリアフリー」の意識が醸成され、障害や特性の有無に関わらず、みんなが安心して過ごせる保育環境を目指します。	【R5意見】 ・保護者の気持ちに寄り添うだけでなく、本人の気持ちにも寄り添ってほしい。 ・保育園は、基本的に健常児が行くところ、そこに障害児を受け入れるという発想になっている。みんながどうやって過ごせるかということを念頭に置いて検討してほしい。 ・魚沼市は、健常者と障害者が一緒に生きていくんだというメッセージを発信してもらいたい。	
放課後児童クラブ障害児受入れ	子ども課 (保幼)	職員の研修機会をつくり、小学生の障害・発達障害児の受入れを行います。	R5	・オンライン開催された研修に参加し、専門知識の習得に努めました。 ・支援員で企画した研修会で児童の特徴や接し方を学ぶテーマで学習しました。	各児童クラブにおいて、職員研修による専門知識の習得や職員の加配対応等により様々な障害を持つ児童を受け入れています。	引き続き支援員の研修機会を確保し、加配職員の配置も含め、どの児童クラブにおいても障害児や発達障害児をスムーズに受け入れることができるよう体制を整えます。		
保育園等巡回相談事業	子ども課 (支援C)	保育園・幼稚園、子ども園に支援チームが訪問し、発達に不安のある児童とその保護者や支援を担当する保育士からの相談に応じ、園生活を安心して送られるよう支援します。	R5	保育園、幼稚園、子ども園を年2回訪問し、保護者や支援を担当する保育士に対して、対応に対する助言や支援方針の検討を行いました。訪問申し込み11園、訪問回数20回、対象児53人、そのうち子育て支援センターが保護者面談したのは31人。その他の児は園の発達支援コーディネーターが面接を実施した。	保育園等で専門職による訪問相談を行い、保護者や園の支援につながりました。外部機関の専門職の従事回数に限られていることが課題です。	母子保健係との連携により相談支援体制の強化を図り、相談者に寄り添った支援を継続します。	【R5意見】 対象児より面談した保護者の方が少ない。保護者が相談できない場合もあるが、小学校に上がる子どもたちが、一番困惑することになる。	
相談支援事業	福祉支援課	「うおぬま相談支援センター」に委託し、身体、知的、精神、発達障害等を対象に様々な相談に対応するとともに、関係機関との連絡調整を図ります。	R5	○障害児の相談及び障害福祉サービス利用にかかる支援等を実施します。 ○障害児の相談件数 78件 障害区分 身体障害 4件 重症心身障害 7件 知的障害 40件 精神障害 3件 発達障害 23件 高次脳機能0件 その他 1件	障害児の相談件数は昨年に比べると増加しています。児童の障害の特性に応じた支援が必要であり、医療的ケア児コーディネーターの養成等、より専門的な人材の育成が必要です。 魚沼市障害者基幹相談支援センターを設置し関係機関との調整を行いました。	災害時避難所での対応が難しい医療的ケア児等の障害児について、個別の避難計画の作成を検討します。		

施策(網掛け)及び取組・事業	R5 担当部署	事業の内容	事業実施状況	R5評価・検証結果			備考 (計画書 掲載頁)
				課題、評価事項(成果)	方向性、見直し提案等	子ども・子育て会議意見	
日中一時支援事業	福祉支援課	障害のある方に日中活動の場を提供し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の休息を目的とした一時的な見守りを行います。	R5 OR6.3月末支給決定者数の実績 44人(うち児童21人) OR6.3月末実利用者数の実績 35人(うち児童19人)	利用者は若干ですが増えています。実施事業所は市内2カ所です。希望する方への支援を行うことができました。	魚沼学園で重度心身障害児等の受け入れを行っています。利用するには保護者等の送迎が必須となっています。 土曜日利用のニーズが増加しており、個別の支援調整が必要な状況になっています。		
発達障害への意識啓発	福祉支援課 子ども課 (支援C)	一般の保護者に対し、発達障害への理解を深めてもらうために、発達障害教育やセミナーを開催します。	R5 ■福祉支援課実施なし ■子育て支援センター 令和5年度は4人の応募があり、ペアレントプログラムを実施することができました。 市内の年少、年中児には保育園等訪問巡回相談の案内を年長児にはステップアップ教室の案内を送付し、意識啓発につなげています。	自立支援医療(精神通院)受給者のうち、診断書等にて発達障害の方の把握を行いました。 ペアレントプログラム受講者から前向きな回答がありました。	発達障害に限定しての事業の予定はありませんが、障害者への理解を深めるための普及啓発は必要と考えます。 子育て支援センターでは、発達支援コーディネーターとの連携や、園との協力体制によりペアレントプログラムを継続し、療育支援体制を強化していきます。また、巡回相談の保護者面談でペアレント・プログラムをすすめ、相談できる場を提供していきます。	【R5意見】 ・障害児の親と障害児でない保護者とのトラブルで、転校を悩んでいる人もいますので、発達障害への意識啓発に努めてもらいたい。 ・普及啓発や研修をしているようだが、それが実際に実になっていない。もっと充実させてほしい。 ・発達障害を持っている親の子どもは、親自体が情報を発信できない。そういう間(はざま)の人たちが一番苦しいので、安心して子育てができる環境を整備してもらいたい。 ・共生社会と言われている中で、発達障害だから、健常者だからとかいう垣根を作ること自体が今の社会には合っていない。そういう視点を、行政が一步先に勉強していってほしい。 ・もう少し子ども一人一人に面と向かって対応してほしい。	(P85)
重度心身障害者医療費助成	福祉支援課	重度心身障害者の医療費を助成します。	R5 令和3年1月より20歳未満にかかる通院と訪問看護の自己負担を無償化しました。 R6.3月末現在 18歳以下26人 (うち、15歳以下13人)	法定の事務です。 制度に基づき、適正な事務執行を行いました。	引き続き、当事者への周知を行います。		
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	子ども課 (母子)	小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者に日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。	R5 実施実績なし	なし	申請があった場合には遅滞なく給付します。		
障害児福祉手当	福祉支援課	常時介護を要する在宅の20歳未満の最重度の障害児に支給し、福祉の増進を図ります。	R5 R6.3月末現在 13人	法定の事務です。 制度に基づき、適正な事務執行を行いました。	引き続き、当事者への周知を行います。		
特別児童扶養手当	福祉支援課	一定の障害を有する児童を育てている方に手当を支給し、福祉の増進を図ります。	R5 R6.3月末現在 56人	法定の事務です。 制度に基づき、適正な事務執行を行いました。	引き続き、当事者への周知を行います。		
7 労働者の職業生活と家庭生活との両立を図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携							
職場における子育て意識啓発	商工課	・雇用主に対する子育て意識の啓発と支援策の提案等を行います。 ・仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業に対する認定制度・認定マーク(くるみん)及び特例認定マーク(プラチナくるみん)の周知を行います。 ・雇用保険の被保険者の方の育児休業中の収入として、育児休業給付金受給があることの周知を行います。	R5 市内商工会及び魚沼ものづくり振興協議会を通じ、市内事業者へ啓発・周知や制度利用の案内を行ったほか、「くるみん」等の認定を受けるための経費を補助する新制度を創設し、企業の気運醸成を図りました。	趣旨の理解は進んでいますが、事業者の規模を問わず人員確保が課題となっていることや、認定要件のハードルが高いことなどから、積極的な制度利用に至っていません。	企業が抱えている人員確保や人材定着・育成の問題を側面から支えながら、引き続き、制度の周知等による意識啓発を展開していく必要があります。		(P87)